

## 第4章 乗車券類の効力

### 第1節 通則

(乗車券類の使用条件)

- 第91条 乗車券類は、乗車人員を記載したものを除き、1券片をもって1人が、1回限り、その券面表示事項に従って使用することができる。但し、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。
- 2 特別急行券は、前項の規定によるほか、その区間に有効な乗車券と同時に使用する場合に限り、これを使用することができる。
  - 3 削除
  - 4 特別車両券は、特別急行券と同時に使用する場合に限り、第2項に準じて使用することができる。
  - 5 個室券は、特別急行券及び特別車両券（A）と同時に使用する場合に限り、第2項に準じて使用することができる。
  - 6 同一旅客が、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。
  - 7 乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出場する場合には、使用することができない。

(効力の特例)

第92条 乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合
- (2) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合  
(券面表示事項等が不明又は不備の乗車券類)

第93条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券・回数乗車券にあつては、発行駅、但し、カード式回数乗車券は普通乗車券自動発売機のみによる発行駅を除く）に差出して書替えを請求することができる。
- 3 前項の規定により旅客から書替えの請求があつた場合は、旅客に悪意がな

いと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引換えに再交付の取扱いをする。

4 前各項の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券類及び裏面の磁気情報が不明又は不備のエンコード乗車券について準用する。

(不乗区間に対する取扱い)

第94条 旅客は、第92条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、又は同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日)

第95条 乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発行した当日から起算する。

(注) 「有効期間の開始日を特に指定して発売したもの」とは、規則第19条の規定による前売発売をいう。

(小児用乗車券類の効力の特例)

第96条 小児用の乗車券類は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、第91条の乗車券類使用条件の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方)

第97条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効とし回収する。但し、他の乗車について使用できるものであって旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。